

令和 6 年 度

定 期 監 査 報 告 書

東久留米市監査委員



6 東久監第 4 5 号
令和 7 年 1 月 2 3 日

東 久 留 米 市 長 富 田 竜 馬 殿

東 久 留 米 市 議 会 議 長 澤 田 孝 康 殿

東久留米市教育委員会教育長 片 柳 博 文 殿

東久留米市監査委員 安 藤 純 一

東久留米市監査委員 佐 藤 一 郎

令和 6 年度定期監査の結果について（提出）

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 4 項の規定により通知願います。

令和6年度 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の対象

教育部教育総務課

教育部学務課

教育部指導室

教育部生涯学習課

教育部図書館

3 監査の範囲

令和6年度(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)における
財務に関する事務の執行状況

4 監査の期間

令和6年9月25日から令和7年1月22日まで

5 監査の主眼及び方法

監査に当たっては、東久留米市監査基準(令和2年東久留米市監査委員
規程第1号)に準拠し、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正
かつ効率的に行われているか、また事務事業の管理運営が合理的かつ能
率的に行われているかを主眼として、関係書類を調査し、担当職員より逐
次説明を聴取して確認を行い実施した。

第2 監査の結果

監査した限りにおいて、概ね適正に執行されているものと認められた。